

恵那市立小中学校の熱中症対策について

令和7年5月改正

恵那市教育委員会

1. 基本的な考え方

- (1) 気候変動による暑さと向かい合い、自ら熱中症等を予防できる実践力をもった子供を育てる。
- (2) 家庭・学校・地域が協力して子供たちを熱中症等から守る具体的な対策を講じる。
- (3) 教育委員会として必要な場合は、注意喚起を行う。

2. 具体的な対策

(1) 登校時・下校時

- ① 登校前の朝食と体調確認
- ① 日傘・帽子による直射日光対策
- ② 水筒の持参とこまめな水分補給
- ③ 冷感タオル等の使用
- ④ 日陰での休憩
- ⑤ 集団登校（休憩場所の指定）
- ⑥ 荷物の軽量化（教科書などの持ち帰りに配慮）
- ⑦ 途中で気分が悪くなった時は子ども 110 番の家など周囲に助けを求める等、SOS の発信指導
- ⑧ 熱中症警戒アラートが発表されており、かつ各学校の運動場における暑さ指数（WBGT）が 33℃以上の場合、児童生徒を学校に留め置き

(2) 授業・活動

- ① 運動前に体調を確認（疲労・睡眠不足・体調不良・肥満傾向・暑さに不慣れ・暑さ負債）
- ② 空調設備（エアコン・扇風機）を活用して授業を実施
※夏季の室温は、28℃を目安とし、設定温度を決定する。
- ③ 授業中の水分補給
- ④ 暑さ指数（WBGT）を測定し体育の授業等の運動強度、活動内容、活動時間を調整
- ⑤ 経口補水液の常備と使用（状況に応じて）
- ⑥ 塩分補給用タブレット（アレルギー要確認）の使用（状況に応じて）
- ⑦ 体調が悪くなったときのSOSの発信について指導

(3) 暑さ指数（WBGT）

◎気象庁発表の「熱中症特別警戒及び警戒アラート」の発表だけでなく、天気予報の気温予想に気を配り、児童・生徒の活動を考える。

- ◆ WBGT 33℃を超えたとき・・・運動・屋外活動は中止（厳守）
- ◆ WBGT 31℃を超えたとき・・・運動・屋外活動は原則中止
- ◆ WBGT 28℃を超えたとき・・・激しい運動等は中止

【別紙 熱中症対策についてのガイドライン 参照】

3. 参考資料

- 学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き・概要版（令和3年5月 環境省・文部科学省）
- 学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き・追補版（令和6年4月 環境省・文部科学省）